

財 税 第 213 号
平成 30 年 11 月 5 日

福岡市個人情報保護審議会 様

福 岡 市 長
(財政局 税務部 税制課)

地方税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検について（諮問）

地方税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検について，個人情報保護条例第 5 6 条第 2 項第 4 号の規定により，次のとおり諮問します。

根 拠 規 定	特定個人情報保護評価に関する規則【第 7 条 第 4 項】
特定個人情報を取り扱う事務の名称等	事務の名称 地方税の賦課徴収に関する事務 対象人員 30 万人以上 ファイル取扱人数 500 人以上 1,000 人未満 重大事故の有無 無
事 務 の 内 容	【業務全体概要】 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例等による地方税の賦課徴収に関する事務
評価書の概要	別紙「評価書の概要」のとおり。
その他審議の参考となるべき事項 (参考事項， 市民意見募集の結果 等)	○市民意見募集の結果 募集時期：平成 30 年 10 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日 意見の数：無し

(別添)

- ・ 全項目評価の概要
- ・ 基礎項目評価書
- ・ 全項目評価書